

資料（1）

## 第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（案）

※とりまとめ

嘉麻市 人権・同和対策課

< 目 次 >

● 1.行政全体としての取組

1-1 人権感覚を高める	P 1
1-2 相談業務に関する体制づくり	P 1
1-3 住民への情報提供など	P 1

● 2.分野別人権施策の推進

1 部落問題	P 3
2 女性の人権問題	P 6
3 子どもの人権問題	P 9
4 高齢者の人権問題	P 14
5 障がいのある人の人権問題	P 16
6 アイヌの人々の人権問題	P 20
7 外国人の人権問題	P 20
8 HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題	P 21
9 ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題	P 21
10 犯罪被害者とその家族の人権問題	P 22
11 刑期を終えて出所した人の人権問題	P 22
12 インターネット上の人権問題	P 22
13 性的少数者の人権問題	P 23
14 ホームレスの人の人権問題	P 23
15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	P 23
16 災害発生時の人権問題	P 24

1 行政全体としての取組

第2次 (R3~R5)			最終修正 (案) 第3次 (R6~R10)			実施計画 (案)
取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
人権意識の高揚	<p>I 人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象とした研修会を実施する際には、人権の視点に立って実施する。</p> <p>II 行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。</p>	全課 (局)	人権感覚を高める	<p>I. 地域・職域など様々な形で行われる研修会などにおいて、人権の視点に立って実施するとともに、参加を促す効果的な環境づくりに努める。</p> <p>II. 人権の視点に立った行政施策を推進するにあたり、まずは行政職員としての人権感覚を自ら学び考え行動し高めていくため、積極的に人権に関する研修会などに参加する。</p>	全課 (局)	P3
人権の視点に立った窓口対応等	<p>I 行政職員として、日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。</p> <p>II また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。</p>	全課 (局)	相談業務に関する体制づくり	<p>I. 庁内各部署の窓口業務などでの対応はもちろん、人権に関する相談が含まれるような場合においても、まず相談者に傾聴する姿勢を示し、問題解決の糸口を見出すために、他の適切な相談窓口へつなぐこと。また、各々の部署において国、県の機関と連携し、常に相談業務に対応出来る体制の構築や人権問題の解決に向けた体制の充実を図る。</p> <p>II. 各部署における相談窓口またはその開設など、住民にわかりやすく情報提供することに努める。</p>	全課 (局)	P3
人権に関する情報提供等	<p>I 市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。</p>	全課 (局)	住民への情報提供など	<p>I. 住民に対する行政サービスなどの情報提供の手段であるホームページや広報紙への掲載、チラシやポスターなどを作成する際は、人権の視点を踏まえたものとし、住民に対して正しい知識と理解が深められるよう創意工夫する。</p> <p>II. 住民に対し、研修会などの開催、チラシや啓発物といった情報媒体の配布など、各部署において行政との関連性のある団体や関係機関への周知に努める。</p>	全課 (局)	P3



## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
(1) 部落問題	① 就学前・学校教育	01-1-1	人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課	人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課	P4
		01-1-2	人権・同和教育の推進	小・中学校においては、道徳の時間等で差別や偏見、誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない基本的な教育を推進する。	学校教育課	人権・同和教育の推進	小・中・義務教育学校においては、道徳科などを中心に差別や偏見の誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない教育を推進する。	学校教育課	P4
		01-1-3	学校教育における人権尊重の推進	道徳や各教科、全教育活動を通じ、人権尊重の意識育成を推進する。	学校教育課	学校教育における人権尊重の推進	道徳教育を中心に、全教育活動を通じ、人権尊重の意識を育成する教育を推進する。	学校教育課	P5
		01-1-4	人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課	人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課	P5
		01-1-5	奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課	奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課	P5
		01-1-6	研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を踏まえた研修を実施する。	学校教育課	研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を伴った研修を実施する。	学校教育課	P5
	② 社会教育	01-2-1	人権・同和教育の推進	解放学級や解放子ども会など人権教育の推進を図るため、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課	人権・同和教育の推進	人権教育の推進を図るため、解放学級や解放子ども会など、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課	P5
		01-2-2	人権・同和教育の推進	図書館において、人権コーナーを設置し、人権・部落問題関係資料を配置するなどして広く住民に提供する。	生涯学習課	人権・同和教育の推進	人権教育の推進を図るため、図書館に、人権コーナーを設置し、人権・部落問題に関する書籍を配置するなどして、住民が人権・部落問題を認識し、学習する機会を提供する。	生涯学習課	P5

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
③住民に対する啓発		01-2-3	市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員等の人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課	市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員等の人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課	P6
		01-2-4	社会教育関係団体指導者育成	人権尊重の普及推進のため各種団体の指導者等に対して人権感覚の涵養を図る。	生涯学習課	社会教育関係団体指導者育成	人権尊重 <b>社会の実現</b> のため、各種団体の指導者 <b>など</b> に対して人権感覚の涵養を図る。	生涯学習課	P6
	01-3-1	人権・部落問題地域研修	人権意識の高揚を図るための啓発活動として、行政区を単位として、希望に応じると共に、積極的に働きかけて実施する。参加者の要望等に応じた人権ビデオを視聴後、指導員による問題提起を行う形式の研修を行う。 また、人権・部落問題を正しく理解してもらうため、希望するサークル、団体等を対象に、人権ビデオの視聴及び講演による出前講座を推進する。	生涯学習課	人権・部落問題地域研修	人権意識の高揚を図るための啓発活動として、 <b>行政区、団体、サークルなどの</b> 希望に応じて、 <b>地域活動指導員</b> による人権出前講座を <b>実施</b> する。	生涯学習課	P6	
	01-3-2	人権・部落問題啓発	住民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会等を開催及び啓発冊子等の作成・配布を通じて、人権・部落問題に対する正しい理解を深める啓発に努める。	人権・同和対策課	人権・部落問題啓発	住民の人権意識の高揚を図るため、 <b>人権講演会の開催や啓発冊子の作成などを通じて、</b> 人権・部落問題を正しく理解できる <b>よう啓発に努める。</b>	人権・同和対策課	P6	
	01-3-3	市広報紙による啓発	同和問題啓発強調月間及び人権週間等では、啓発記事を広報紙に掲載し啓発に努める。	人権・同和対策課	様々な <b>媒体による啓発</b>	研修会の案内や <b>人権・部落問題に関する記事について、様々な媒体を通じた情報発信を行い啓発に努める。</b>	人権・同和対策課	P6	

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
④地域における啓発		01-4-1	隣保館運営事業	<p>地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティーセンターとして、生活相談体制の充実を図り、人権問題解決に向けた各種講座の開設や人権啓発活動事業を積極的に実施する。</p> <p>通年を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館で実施する講座等を通じて、人権問題に関する研修を行い、人権意識の普及高揚を図る。</p>	人権・同和对策課	隣保館運営事業	<p>地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティーセンターとして、各種講座を通じて人権啓発活動事業や生活相談などに積極的に取り組む。</p> <p>年間を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館で実施する講座などにおいて、人権問題に関する研修を行い、交流を行いながら人権意識の普及高揚を図る。</p>	人権・同和对策課	P7
		01-4-2	地域住民への啓発	<p>関係各課と連携しながら、地域の実情にあった人権問題についての研修の充実を図る。</p>	人権・同和对策課	地域住民への啓発	<p>隣保館を中心に人権・部落問題に関する研修について企画し、関係各課及び関係機関と連携しながらその充実を図る。</p>	人権・同和对策課	P7
啓⑥事業主に対する		01-5-1	事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	<p>事業主を対象にした人権・部落問題研修会の開催や事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。</p>	人権・同和对策課 生涯学習課	事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	<p>関係機関と連携を取りながら、事業主を対象にした人権・部落問題研修会を開催する。加えて、事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。</p>	人権・同和对策課 生涯学習課	P7
行⑥「エセ（似非）同和		01-6-1	関係団体との連携・協力推進体制	<p>関係機関・関係団体と連携し、啓発活動の推進とエセ同和行為の排除及び指導・助言等を実施する。</p>	人権・同和对策課	関係団体との連携・協力推進体制	<p>部落問題の解決に向け考え、関係機関・関係団体と連携しながら、誤った意識を植え付ける原因であるエセ同和行為の排除とその啓発活動の推進に努める。</p>	人権・同和对策課	P7

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
② 女性の 人権問題	① 男女共同参画意識の啓発	02-1-1	女性と男性が共に地域活動に参加することの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った意識啓発や研修・講座を実施する。	男女共同参画推進課	女性と男性が共に地域活動に参加することの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った啓発を実施するとともに、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行う。	男女共同参画推進課	P8
		02-1-2	男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育て・介護支援を担うことの重要性についての啓発及び制度の見直しを行う。	男女共同参画推進課	男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育てや介護を担うため、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行う。	男女共同参画推進課 高齢者介護課 こども育成課 子育て支援課	P8
					高齢者介護課				
	こども育成課								
02-1-3	男女共同参画教育の充実	就学前教育、学校教育における男女共同参画意識の育成を図ります。	こども育成課 学校教育課	男女共同参画教育の充実	就学前教育や学校教育における過程において、男女共同参画意識の育成を図る。	こども育成課 学校教育課	P8		
② 女性活躍の推進	02-2-1	市の審議会等への女性の参画の拡大	審議会への女性委員の登用を促進し登用率40%を達成するために計画的に推進する。また、市における女性職員の採用と職域の拡大を促進する。	人事秘書課	市の審議会などへの女性の参画の拡大	審議会などへの女性委員の登用を促進するため、登用率50%の目標達成を図っていく。市女性職員の職域の拡大といった、女性が活躍できる社会を推進する取組を行う。	人事秘書課 男女共同参画推進課	P9	
				男女共同参画推進課					

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
の③ 防女性 に対するあらゆる暴力	の③ 防女性 に対するあらゆる暴力	02-3-1	女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発の推進及び調査実施	女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、暴力防止のための調査を行う。 母子・父子自立支援員、家庭児童相談員及び保健師や、地域の民生委員児童委員・人権擁護委員及び教職員等と連携し、女性に対する暴力防止を推進する。	男女共同参画推進課  人権・同和対策課	女性に対する暴力防止及び配偶者等からの暴力防止のための啓発の推進	女性に対する暴力防止及び配偶者等からの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、関係課及び関係機関と密に連携し、女性に対する暴力防止を推進する。また、計画策定を行う際には、配偶者や交際相手などからの暴力に関する市民意識調査を行う。	男女共同参画推進課 人権・同和対策課	P9
		02-4-1	相談窓口の設置	配偶者等からの暴力被害を未然に防止し、その拡大を最小限に抑えるために、女性に関わる様々な相談に応じることができる相談窓口を設置する。	男女共同参画推進課  人権・同和対策課	相談窓口の設置	女性に関わる様々な相談に応じるため、市の女性相談支援員による「女性相談窓口」及び外国人にも対応できる専用電話「かま女性ホットライン」を設置し、専門の相談員による相談体制の充実を図る。 また、生活相談員による相談窓口を設置し、一人ひとり異なる事情を抱えてこられる相談者に傾聴し、構築された関連部署との繋がりまで適切に対応できるよう努める。	男女共同参画推進課 人権・同和対策課	P9
		02-4-2	保護体制の確立及び被害者自立のための支援	配偶者等からの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者等からの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課  人権・同和対策課	保護体制の確立及び被害者自立のための支援	配偶者等からの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者等からの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課 人権・同和対策課	P10

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
⑤ 推進体制の充実	02-5-1	教職員等への男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に男女共同参画の理念に基づく児童・生徒の指導法や研修を推進する。	学校教育課	教職員などへの男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に、男女共同参画の理念に基づく <b>児童生徒の実態に応じた指導の在り方を中心とした</b> 研修を推進する。	学校教育課	P10	
		02-5-2	市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	男女共同参画に関する研修を実施し、市職員、市内全ての幼稚園・保育所等の幼児教育に係わる職員への推進体制の充実を図る。	人事秘書課	市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	<b>関係課と連携し、市職員や保育所などの職員に対して、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を実施し、推進体制の充実を図る。</b>	人事秘書課 男女共同参画推進課 こども育成課	P10
					男女共同参画推進課				
02-5-3	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人事秘書課 男女共同参画推進課	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進する <b>ため関係課と連携し研修を実施する。</b>	人事秘書課 男女共同参画推進課	P10		

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
(3) 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-1	学校評議員制度の活用	学校評議員制度を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、子どもの健全育成に努める。	学校教育課	学校運営協議会制度などの活用	学校運営協議会や学校関係者評価委員会を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、児童生徒の健全育成に努める。	学校教育課	P11
		03-1-2	地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携・協力の強化を図り、青少年の健全育成に努める。また、犯罪等から未然に防ぐ防犯活動や通報制度の確立、不審者情報の共有など地域全体での防犯体制の確立を推進する。	防災対策課 学校教育課 生涯学習課	地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携により、青少年の健全育成に努める。また、犯罪などを未然に防ぐ防犯活動や不審者情報の共有など、地域全体での防犯体制の確立を推進する。	防災対策課 学校教育課 生涯学習課	P11
		03-1-3	団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。また、青少年団体の活動を推進するとともに、人権確立の担い手の育成を図る。	生涯学習課	団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する社会教育関係団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。	生涯学習課	P11
		03-1-4	青少年体験活動推進	生きる力を育むための子ども会活動や自然体験活動、基本的な生活習慣確立のための通学合宿を通して、仲間づくりや一人ひとりを大切にする心を育む。	生涯学習課	青少年体験活動推進	生活体験活動・社会体験活動・自然体験活動を通して、子どもたちの生きる力を育む。	生涯学習課	P11
		03-1-5	地区公民館青少年育成	地区公民館を核にして、学校、家庭、地域の三者の連携により地域コミュニティと青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	地区公民館青少年育成	地区公民館が主催する地域住民との協働事業を通して、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	P11

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
		03-1-6	プロジェクトK事業	コーディネーショントレーニングにより、子どもの身体と脳への刺激を通じて、運動能力の向上だけでなく豊かな知性や感性を育んでいく。	スポーツ推進課	プロジェクトK事業	子どもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題などを解決するため、脳科学、認知科学に基づく、「荒木式コーディネーショントレーニング」の普及に努め、スポーツや運動によって、体力・運動能力の向上だけを目指すのではなく、脳と心にも刺激を与えることにより、豊かな知性や感性を育んでいく。	スポーツ推進課	P11
		03-1-7	学童保育	保護者の就労等による留守家庭児童の健全育成のため放課後市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課	学童保育	保護者の就労などによる留守家庭児童の健全育成のため、市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課	P12
		03-1-8	教育相談・就学相談	児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために家庭、学校、地域関係機関等と連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課 学校教育課	教育相談・就学相談	就学にあたっての悩みや教育に関する一般的な相談など、児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために、家庭、学校、地域、関係機関などと連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課 学校教育課	P12
		03-1-9	不登校対策支援	不登校傾向、不登校児童生徒の不登校解消のために、当該世帯が抱える課題解決に向けた支援を行う。	子育て支援課 学校教育課	不登校対策支援	個々の不登校傾向、不登校児童生徒の状況に応じた支援策などを講じ、学びの場につなぐとともに、社会的自立をめざす。	子育て支援課 学校教育課	P12

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
②児童虐待等について		03-2-1	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる世帯を家庭訪問し、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握等を行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課	児童虐待の未然防止	産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業を通じて、産後の母の心身の状況や育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握などを行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課	P12
		03-2-2	育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生による幼稚園・保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課 学校教育課	育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生及び義務教育学校後期課程で保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生及び義務教育学校前期課程と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課 学校教育課	P12
		03-2-3	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童などの早期発見・適切な支援を図るため、関係機関と必要な情報交換を行うとともに支援内容に関する協議を行うなど関係機関との連携を図る。	子育て支援課	P12
③子育てについて		03-3-1	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するための拠点において、関係機関と連携のもと妊産婦等への支援の充実を図る。	子育て支援課	子育て世代包括支援センターの運営	センターにおいて母子保健に関するだけでなく、関係機関との連携により妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策の切れ目ない相談支援体制の提供を図る。	子育て支援課	P13
		03-3-2	家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課	家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課	P13

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
		03-3-3	良好な生活環境の整備	公共の施設や交通機関などのバリアフリー化を推進する。	土木課	良好な生活環境の整備	誰もが良好な生活環境となるよう、公共の施設や交通機関などの障壁を取り除く取組を推進する。	土木課	P13
		03-3-4	乳児家庭全戸訪問・児童等相談	助産師等による乳児のいる全家庭への訪問支援により、適切なサービス提供に結びつける等、環境整備を図る。また、家庭児童相談員を配置し、家庭等における児童に関する相談に応じ、適切な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図る。	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診	乳児のいる全家庭へ訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診などにより、子どもの発育・発達状況を確認し、育児に関する不安・悩みに対する育児相談や情報の提供など必要な支援を行うとともに、対象となる世帯などに対し広くかかわりをもつよう伴走型相談支援事業などの相談支援を積極的に推進する。	子育て支援課	P13
		03-3-5	養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、保護者への養育支援が特に必要と認められた世帯へ訪問し、養育に関する相談・指導・助言等の支援を行う。	子育て支援課	養育支援訪問・児童相談	乳児家庭全戸訪問などで把握した、養育支援が特に必要であると認められる家庭へ家庭児童相談員兼養育支援訪問員などが訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行う。また、家庭における児童に関する問題の相談に応じ、必要な支援を行う。	子育て支援課	P13
		03-3-6	子育て支援事業	育児不安等への相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事等の理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課	子育て支援事業	子育て中の保護者同士が親子で交流できる場の提供や育児不安などへの相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事などの理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課	P13
		03-3-7	通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	地域活性推進課	通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	交通政策課	P13

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画 （案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
	④ 子育てに関する職員の資質向上をめざす研修の強化	03-4-1	教職員研修の推進及び体制の強化	児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。 また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。	学校教育課	教職員研修の推進及び体制の強化	児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。 また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。	学校教育課	P14
		03-4-2	職員研修事業	人権・部落問題の本質を理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。	こども育成課	職員研修事業	人権・部落問題を正しく理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。	こども育成課	P14

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
④ 高齢者の人権問題	参加① 高齢者の生きがいづくりと社会	04-1-1	老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課	老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課	P15
		04-1-2	交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしやクラブや出前講座等を通じて、生きがいづくりや介護予防につながる高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課	交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしやクラブや出前講座などを通じて、生きがいづくりや介護予防につながる高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課	P15
		04-1-3	生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化する。	生涯学習課	生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化する。	生涯学習課	P15
		04-1-4	公民館活動活性化推進	講座を通して生涯学習を推進し、あわせて積極的な社会参加を図る。	生涯学習課	公民館事業	地域の実情に即した教育・文化に関する講座などを開催し、生涯学習の機会を提供する。	生涯学習課	P15
	進② 高齢者へのサービス機能の充実と環境づくりの推	04-2-1	相談事業の充実	在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター等を含め他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築に努める。	健康課 高齢者介護課	健康に関する事業及び相談支援体制の充実	各種健康教室の実施によって、高齢者が自身の健康度を確認できる機会を提供するとともに、複合的な課題などの相談については、在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター及び関係機関との速やかな連携のもと対応し、解決に努める。	健康課 高齢者介護課	P15
		04-2-2	職員の資質の向上	高齢者に対する保健・医療・福祉に関する担当職員として高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう努める。	健康課 高齢者介護課	職員の資質の向上	様々な課題に対し、適切かつ寄り添った支援を行うことができるよう、関連する研修会などへ積極的に参加できる環境をつくる。	健康課 高齢者介護課	P15
		04-2-3	地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業等で関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課	地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業などで関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課	P15
		04-2-4	在宅高齢者福祉サービスの充実	生活管理指導員派遣事業や生きがい対応デイサービス事業など、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課	在宅高齢者福祉サービスの充実	在宅高齢者の生活実態を調査し、ニーズ把握に努め、在宅高齢者福祉サービスなどにより、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課	P15

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
	制③ 高齢者の地域生活の支援体	04-3-1	ひとり暮らし高齢者等の安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱等により食事の確保が困難な高齢者や心疾患等を有するひとり暮らし高齢者等の安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	ひとり暮らし高齢者などの安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱により食事の確保が困難な高齢者や心疾患などを有するひとり暮らし高齢者などの安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	P16
		04-3-2	地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者などの見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	P16
	④ 認知症高齢者への対応	04-4-1	周知・普及啓発活動	出前講座等で認知症に関する理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課	周知・普及啓発活動	出前講座などで認知症に関する理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課	P16
		04-4-2	認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課	認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課	P16
		04-4-3	認知症高齢者等の見守り体制の構築	認知症地域支援推進員等を設置し、地域に集える場のオレンジサロン、チームオレンジの立ち上げや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーター数を増やし、地域の見守り体制を構築に努める。	高齢者介護課	認知症高齢者などの見守り体制の構築	認知症地域支援推進員などを設置し、地域に集える場のオレンジサロンや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーター数を増やし、 <b>チームオレンジの充実</b> と地域の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	P16

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
(5) 障がいのある人の人権問題	① 人権教育・啓発の推進と共生社会の実現	05-1-1	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報や情報媒体を積極的に活用し周知を図る。	社会福祉課	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮し、地域の一員として生活できる共生社会の実現ができるよう、広報や情報媒体を活用し周知を図る。	社会福祉課	P17
		05-1-2	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課	P17
		05-1-3	学校教育における福祉教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。 また、学校教育現場において、障がいのある児童とない児童の交流の機会の充実を図り、福祉教育を積極的に拡大する。	学校教育課	学校教育における福祉教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。 また、学校において、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流の機会の充実を図り、福祉教育（インクルーシブ教育）を積極的に拡大する。	学校教育課	P17
	② 障がいのある人への権利擁護	05-2-1	権利擁護の推進	障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図るとともに、消費者被害防止に向けた情報提供やニセ電話詐欺などの犯罪被害にあわないように啓発に努める。 また、関係機関等と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課 防災対策課 社会福祉課 産業振興課	権利擁護の推進	障がいのある人が、社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考えを表明したり、行動したりするための支援を行う。また、障がいの特性から、十分な判断を行うことや意思の表明をすることが困難な場合には、消費者被害などその人の権利が損なわれることがないように、具体的事案の情報提供を行うなど啓発するとともに、権利擁護の推進に取り組む。 関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課 防災対策課 社会福祉課 産業振興課	P18

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
③自分らしい自立した生活の支援		05-2-2	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見などに努める。	社会福祉課	障がい者虐待の防止と早期発見	市及び障がい者虐待防止センターにおいて、相談体制の充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見、迅速な対応に努める。	社会福祉課	P18
		05-3-1	情報提供の充実	広報紙や市のホームページ、「福祉のしおり」やパンフレット等の配布など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図る。	社会福祉課	情報提供の充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、広報や情報媒体を活用した障がい福祉に関する情報提供を行い、自分に合ったサービスを適切に選択できるようにする。	社会福祉課	P18
		05-3-2	相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族等からの福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を近隣自治体と共同で推進する。 また、身体・知的・精神障がい者相談員について広報紙等で制度の周知に努め、障がいのある人の身近なところで相談が行える体制づくりを推進する。	社会福祉課	相談支援体制の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、障がい者基幹相談支援センターを地域の相談の拠点として支援を行っていく。また、相談事業について広報紙などでの周知に努め、相談体制の充実を図る。	社会福祉課	P19
		05-3-3	障がい者福祉サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティア団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図る。	社会福祉課	障がい福祉サービスの充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、計画相談支援事業所などの障がい福祉サービス事業所と協議を行い、障がい福祉サービスの充実を図る。	社会福祉課	P19

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
		05-3-4	障がい者地域自立支援ネットワークの運営	関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。	社会福祉課	障がい者自立支援ネットワークの運営	障がい者自立支援ネットワークでの情報共有による相互の連絡を図り、地域における障がいのある人などへの支援体制に関する課題について協議を行う。 また、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う。	社会福祉課	P19
	④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努める。	施設管理所管課 社会福祉課	福祉環境整備の促進	障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進する。また、多様な人々が利用しやすい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及促進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営に努める。	施設管理所管課 社会福祉課	P19
		05-4-2	教職員の障がい者支援等の研修会への参加の推進	障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。	学校教育課	教職員の障がい者支援など研修会参加の推進	障がい者支援などの研修会・手話通訳者養成講座などへの積極的な参加について推進を図る。	学校教育課	P19
		05-4-3	コミュニケーション支援の充実	手話奉仕員などの養成・派遣事業の充実を図るとともに、市が実施する講演会において、ボランティア団体と連携し、手話同時通訳等を配置するなど、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課	コミュニケーション支援の充実	障がいのある人の社会参加を支援するため、手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員の養成を行う。 また、窓口において手話タブレットを活用し、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課	P19

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画 （案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
⑤ 障がいのある人への就労支援		05-5-1	就労支援の推進	飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障がいのある人の就労等に関する情報提供や相談に応じ、支援に努めるとともに、事業主に対し、障がいのある人が働きやすい施設・設備の整備や助成制度についての啓発を行い、適切な情報提供の促進を図る。	社会福祉課	就労支援の推進	障がいのある人へ就労に関する情報提供充実を図るため、飯塚公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、障がいのある人の就労などに関する情報提供や相談に応じる。また、障がいサービスの利用による就労支援実施によって、就労の継続ができるよう推進する。	社会福祉課	P20
		05-5-2	障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課	障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課	P20

2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次 (R3~R5)			最終修正 (案) 第3次 (R6~R10)			実施計画 (案)
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
人々の人権問題	①	06-1-1	人権問題研修	アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解できるよう、人権週間・地域人権研修会等での啓発活動の充実を図る。	人権・同和对策課	啓発活動の推進	アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消に向け、アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解するための啓発活動を行う。	人権・同和对策課	P20
(7) 外国人の人権問題	流① 講演会の実施や交流	07-1-1	交流活動の推進	研修会・フェスティバル等を開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和对策課	交流活動の推進	研修会・フェスティバルなどを開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和对策課	P21
	報② 環境づくりや相談支援体制・情報提供	07-2-1	情報提供の推進	在住外国人が求めている情報を提供できるよう、情報の収集に努める。 また、相談窓口の紹介や国際交流イベント等の情報を多言語で提供できるよう努める。	企画財政課 人権・同和对策課	※環境課と防災対策課を追加 07-2-1 行政窓口における相談支援体制の推進	スムーズな窓口案内に取り組み、外国人が安心して生活できるよう、ゴミ出しなどの生活情報や地域情報、災害情報などを多言語またはやさしい日本語で分かりやすく提供するとともに、人権を含むそれらの相談窓口や国際交流イベントなどの情報提供に努める。	総務課 市民課 総合政策課 環境課 防災対策課 人権・同和对策課	P21
		07-2-2	庁舎内における窓口案内の整備	窓口標記や案内標記を多言語化するなど、在住外国人をスムーズに担当部署に案内できるよう環境を整備する。	総務課 市民課	※07-2-1 と07-2-2 統合			
		07-2-3	多文化共生事業の推進	在住外国人向けの日本語教室を開催し、適応指導、教育相談などの充実や学習活動の推進を図る。	生涯学習課	07-2-3 → 07-2-2 繰上 多文化共生事業の推進	市内在住在勤の外国人を対象として日本語教室を開催し、社会生活の円滑化を図る。	生涯学習課	P21
発向③ の差を推進した人権意識の教育・解消に	07-3-1	人権問題研修	住民の国際理解を深めるための研修会を開催し、在住外国人への相互理解の促進に努める。	人権・同和对策課 生涯学習課	人権問題研修	外国人への偏見や差別意識の解消に向け、国や地域の文化についての理解を深めるための研修会を開催し、多文化共生の地域づくりに努める。	人権・同和对策課 生涯学習課	P22	
	07-3-2	人権教育・啓発の推進	児童・生徒に対して、国際理解教育（総合学習）の実施等学習プランの推進に努める。	学校教育課	人権教育・啓発の推進	児童生徒に対して、国際理解教育（総合的な学習の時間を中心に）の実施など、学習プランの推進に努める。	学校教育課	P22	

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
等(8) HIV感染者・新型コロナウイルス感染者 の人権問題	①	08-1-1	相談・支援体制の整備	感染症に対する相談業務の充実を図り、支援体制の強化に努める。	健康課 人権・同和対策課	相談・支援体制の充実	感染症の発生动向を注視し、感染症に関する相談に対し、適切に対応できるよう、関係機関との連携に努め、当事者への適切かつ寄り添った支援につなげる。	健康課 人権・同和対策課	P22
		08-1-2	啓発活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	健康課 人権・同和対策課	啓発活動	様々な感染症に対し、正しい知識の不足などにより、感染症に対する不安や恐怖心、また誤った情報から起こる偏見や差別意識を解消するため、わかりやすく正しい知識の普及啓発に努める。	健康課 人権・同和対策課	P22
		08-1-3	児童・生徒を対象とした学習（道徳・保健体育）	エイズ、性感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者等に対して理解を深め、人権意識の育成を図る。	学校教育課	児童・生徒を対象とした学習（道徳・保健体育）	感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者等に対して理解を深め、人権意識の醸成を図る。	学校教育課	P22
及び(9)ハンセン病患者・回復者 その家族等の人権問題	①	09-1-1	啓発普及活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	人権・同和対策課	啓発普及活動	偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及に努め、誤った情報に惑わされず偏見や差別を許さない意識を持つための啓発に努める。	人権・同和対策課	P23

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
(10) 家族の犯罪被害者としての人権問題	①	10-1-1	犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	各種情報などを提供するとともに人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	防災対策課	犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	国や県の関係機関などと連携した相談体制を充実させるとともに、救済希望者へ関係機関による相談対応、相談業務などの周知を図る。	防災対策課 人権・同和対策課	P23
					人権・同和対策課				
(11) 刑を終えて出所した人の人権問題	①	11-1-1	相談・支援体制の整備	人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	人権・同和対策課	相談・支援体制の整備	刑を終えて出所した人などの社会復帰を円滑に行えるよう、関係機関と連携し、相談窓口の周知を図る。	人権・同和対策課	P24
		11-1-2	啓発活動	保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」強調月間、「再犯防止啓発月間」において、広報紙や街頭などで、犯罪・非行・再犯の防止を啓発する。	社会福祉課	啓発活動	保護司会と連携し、広報紙や街頭などで、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行う。	社会福祉課	P24
(12) インターネット上の人権問題	①	12-1-1	インターネット等を利用した差別行為の防止	国に対し、インターネット等を利用した差別行為の防止対策について要望していく。また、モニタリングを実施する。	人権・同和対策課	モニタリング	国に対し、インターネットなどを利用した差別行為の防止対策について要望していく。また、モニタリングにより発見した場合に関係機関と協力し、削除に努める。	人権・同和対策課	P24
		12-1-2	インターネット等を利用した差別行為の防止	情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルに関する理解を深められるよう啓発に努める。	人権・同和対策課 生涯学習課	インターネットなどを利用した差別行為の防止に関する啓発	情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルについての関心を高め、適切な利用を促進し、人権侵害などの防止に向けた啓発に努める。	人権・同和対策課 生涯学習課	P24
		12-1-3	インターネット等を利用した差別行為の防止	学齢期の児童生徒の情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	学校教育課	インターネットなどに関する情報モラル教育	児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	学校教育課	P25

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
(13) 性的少数者の人権問題	①	13-1-1	性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実	性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、相談体制の充実を図る。	市民課	性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実	性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、 <b>自らの性自認・性的指向・悩みなどを周囲に打ち明けにくい環境を改善するとともに、相談窓口の周知及び相談体制の充実</b> を図る。	男女共同参画推進課 人権・同和対策課	P25
					男女共同参画推進課				
					人権・同和対策課				
(14) ホームレスの人の人権問題	①	14-1-1	ホームレスの人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、相談体制の充実を図り、個々に応じた支援に努める。	人権・同和対策課	ホームレスの人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が <b>抱える問題を理解し、課題に対応できる</b> よう相談体制の充実を図り、自立に向けた <b>相談では、関係機関へ繋ぐ</b> などの個々に応じた支援に努める。	人権・同和対策課 社会福祉課	P25
					社会福祉課				
(15) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	①	15-1-1	研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、拉致問題の関心と認識を深めていくための周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課	研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、 <b>人権侵害である</b> 拉致問題の関心と認識を深めていくため、ポスター・パネル展示 <b>など</b> により周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課	P26
		15-1-2	研修・啓発の推進	国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課	研修・啓発の推進	国が作成した拉致問題に関するアニメ <b>などの教材の活用を周知し、児童生徒が</b> 拉致問題について <b>理解し</b> 、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課	P26

## 2 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	第2次（R3～R5）			最終修正（案） 第3次（R6～R10）			実施計画（案）
			取組項目	取組内容	担当部署	取組項目	取組内容	担当部署	
(16) 災害発生時の人権問題	①	16-1-1	災害時に備えた支援と啓発	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮して避難所運営を行う。	防災対策課	※16-1-1を分割 災害時に備えた避難行動要支援者対策の推進と避難所における人権確保の取組	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成、共有するなど、自主防災組織や各種機関と連携し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所においての人権侵害防止やプライバシーの確保など避難所運営マニュアルに沿って、あらゆる人権の視点に立った運営を行う。	防災対策課	P27
		16-1-2	災害時に備えた支援と啓発	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮して避難所運営を行う。	男女共同参画推進課	※16-1-1を分割 災害時に備えた支援と啓発	避難所では全ての利用者の人権の視点に立った、きめ細かな運営及び支援を行い、被災者に対する人権侵害や根拠のない風評などによる偏見を防止する啓発に努める。	男女共同参画推進課 人権・同和対策課	P27
					人権・同和対策課				
16-1-3	災害時に備えた支援と啓発	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮して避難所運営を行う。	高齢者介護課 社会福祉課	※16-1-1を分割 災害時に備えた支援と体制づくり	避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を行い、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。また、一般の避難所での対応が困難である要配慮者を受け入れる福祉避難所の充実を図っていく。	高齢者介護課 社会福祉課	P27		